

第16期

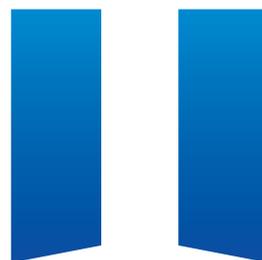
定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年1月26日（木曜日）
午前10時

場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階



TOBILA
S Y S T E M S

株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

当社株主総会では、新型コロナウイルス感染症防止のため、議事時間の短縮、座席配置の拡大、マスク着用を行う予定ですが、ご来場いただくことによる移動時の感染リスクもございますため、極力インターネット等または書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご来場いただけない株主の皆様に向けて、株主総会のライブ配信と事前のご質問受付を実施します。[最終面に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。](#)

 [当社ウェブサイト：https://tobila.com/](https://tobila.com/)

トビラシステムズ株式会社

証券コード：4441



私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2019年の東証マザーズ上場につき、2020年4月に東証第一部に指定され、2022年4月には東証プライム市場に移行いたしました。

設立以来、「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を企業理念とし、皆様の安心安全な暮らしに欠かすことができない社会インフラとなる存在を目指し、社会課題を解決する事業を展開しています。

第16期は、株式会社NTTドコモが提供している「あんしんセキュリティ」のメニューに、当社のデータベースを活用した「迷惑メッセージ対策」サービスの提供が開始されました。これにより、国内の三大通信キャリア全てに当社の「迷惑電話対策機能」及び「迷惑メッセージ対策機能」が提供されることとなります。

また、当社の技術力強化の一環として、2021年に資本業務提携を締結した株式会社ageetの株式追加取得を行い、同社を当社の関連会社とするなど、成長戦略を着実に実行しております。今後も、素晴らしい未来を想像し、挑戦し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2023年1月

代表取締役社長 **明田 篤**

株 主 各 位

証券コード 4441
2023年1月11日

名古屋市中区錦二丁目5番12号
トビラシステムズ株式会社
代表取締役社長 明 田 篤

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネット等または書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年1月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階

3. 目的事項

報告事項 第16期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://tobila.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

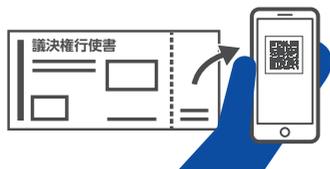
本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、下記の事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

事前の議決権行使の方法

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年1月25日(水曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2023年1月25日(水曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

書面による議決権行使

行使期限

2023年1月25日(水曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する

パソコン等の操作方法について



0120-652-031

(9:00~21:00)

その他のご照会



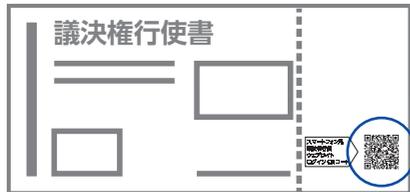
0120-782-031

(平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

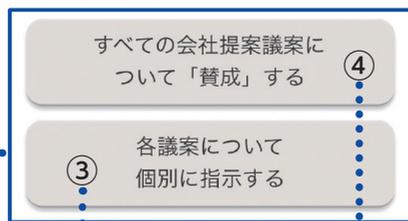


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

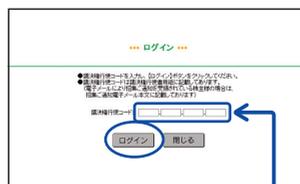
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

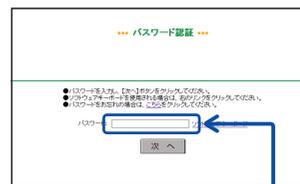


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	あき 明 た 田 あつし 篤	代表取締役社長	再任 取締役会 20/20回 (100%)
2	ゆう 結 き 城 たく や 卓 也	取締役 最高財務責任者	再任 取締役会 20/20回 (100%) 監査等委員会 3/3回 (100%)
3	まつ 松 ばら 原 はる 治 お 雄	取締役 技術部長	再任 取締役会 16/16回 (100%)
4	かた 片 おか 岡 かず や 和 也	取締役 営業企画部長兼企画課長	再任 取締役会 16/16回 (100%)

候補者
番号

1

あき た
明 田
あつし
篤

(1980年12月28日生)

所有する当社の株式数
4,914,277株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 株式会社A&A tecnologia (現 当社) 設立
当社 代表取締役社長就任 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導し、企業価値向上を実現してまいりました。会社経営全般に関する豊富な経験及び資質と知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ゆう き たく や
結 城 卓 也

(1980年5月12日生)

所有する当社の株式数
69,234株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年5月 株式会社A&A tecnologia (現 当社) 入社
管理部責任者として経理、総務、人事、労務、法務業務に従事
2017年8月 当社 常勤監査役就任
2018年1月 当社 取締役 (常勤監査等委員) 就任
2022年1月 当社 取締役 最高財務責任者就任 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

結城卓也氏は、長年にわたり当社の管理部門業務に携わり、豊富な経験と知見に基づいた適切かつバランスのとれた判断力を有しております。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくための経営基盤の強化に取り組むうえで適切な人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

まつ ばら はる お
松原 治雄 (1977年9月3日生)

所有する当社の株式数
2,334株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 東京コンピュータサービス株式会社 入社
2003年12月 第一コンサルタント株式会社 入社
2007年4月 バイザー株式会社 入社
2018年5月 当社 技術部 入社
2020年6月 当社 執行役員 技術部長就任
2022年1月 当社 取締役 技術部長就任（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

松原治雄氏は、当社入社以来、一貫して技術開発に携わり、当社技術部門において豊富な経験と知見を有しております。当社の企業価値向上に向け、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

かた おか かず や
片岡和也

(1979年4月4日生)

所有する当社の株式数
3,077株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月 西日本電信電話株式会社 入社
2015年9月 株式会社iCARE 取締役 就任
2018年8月 Repro株式会社 入社
2019年8月 株式会社空色 入社
2020年7月 ドクターズ株式会社 入社
2021年2月 当社 営業企画部営業課 入社
2021年8月 当社 執行役員 営業企画部長兼企画課長就任
2022年1月 当社 取締役 営業企画部長兼企画課長就任 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

片岡和也氏は、当社入社以来、営業部門に携わり、営業及びマーケティングにおける豊富な経験と知見に基づき営業部門責任者を務めるなど、当社事業の成長に貢献してまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくうえで適切な人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された管理職従業員です。被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、違法行為、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の有する当社の株式数は、2022年10月31日現在のものであります。
4. 各候補者の有する当社の株式数には、2022年10月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。
5. 結城卓也氏の監査等委員会への出席回数は、同氏が監査等委員である取締役就任期間中に出席した回数を記載しております。
6. 松原治雄氏及び片岡和也氏の出席回数は、2022年1月20日就任後の回数を記載しております。

(ご参考)

第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	取締役・ 監査等委員	経営全般	事業推進の ための 知識・経験	テクノロジー	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ コンプライ アンス	内部統制・ リスク マネジメント
明田 篤	取締役	●	●	●	●			
結城 卓也	取締役		●			●	●	●
松原 治雄	取締役		●	●				
片岡 和也	取締役	●	●	●	●			
田名 網尚	監査等委員	●				●	●	●
中浜 明光	監査等委員					●		●
松井 知行	監査等委員						●	●

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅰ」といいます。）、当該条件に加えて当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅱ」といいます。）により構成されます。

つきましては、上記の目的を踏まえ、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額を、既存の報酬枠とは別枠で、本制度Ⅰについては年額5千万円以内（ただし、最大で3年分累計1億5千万円以内を一括して付与できるものとします。）、本制度Ⅱについては年額5千万円以内とすることにつき、ご承認いただければと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、引き続き4名となります。

<本制度の概要>

本制度において、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けます（以下「現物出資方式」といいます。）。

なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。

<在籍条件型譲渡制限付株式報酬制度（本制度Ⅰ）の概要>

本制度Ⅰは、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与するものです。

本制度Ⅰにより対象取締役に対して無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5万株以内（ただし、最大で3年分累計15万株以内を一括して付与できるものとします。）とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年間（ただし、当社が本制度Ⅰに基づき3年分の譲渡制限付株式を一括して交付した後3年以内に就任した対象取締役については、当該交付における譲渡制限期間の満了時までとします。以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」といいます。）。
- (2)当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (3)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。ただし、上記(2)ただし書きに定める場合は、譲渡制限Ⅰが解除された時点において、譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (4)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。
- (5)上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (6)本割当契約Ⅰにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅰ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

<業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（本制度Ⅱ）の概要>

本制度Ⅱは、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、業績目標達成に対するインセンティブを強化することを目的として、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とすることに加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の評価期間における業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与するものです。

本制度Ⅱにより対象取締役に対して無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5万株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度Ⅱによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から1年間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」といい、本割当株式Ⅰと併せて「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」といいます。）。
- (2)当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅱの間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと、及び、本割当株式Ⅱの割当てを受けた事業年度における当社取締役会が決定した当社の売上高及び税引前当期純利益について定める業績目標をいずれも達成したことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。
- (3)当社は、譲渡制限期間が満了した時点又は別途当社の取締役会が定める時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (4)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。

- (5)上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (6)本割当契約Ⅱにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅱ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と類似の譲渡制限付株式付与制度を導入する予定です。なお、当社の執行役員に対して譲渡制限付株式を付与するに際しては、当社の取締役会決議において当社の執行役員に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給を決定し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象となる当社の執行役員に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が順調に進むにつれて経済活動が徐々に緩和され、観光目的での入国受け入れが開始されるなど、経済活動の持ち直しが見られました。一方で、ウクライナ情勢の深刻化に伴う原材料価格の上昇や世界的なインフレの加速、米国での政策金利引き上げによる急激な為替変動及び消費者物価指数の上昇等、景気の先行きの不透明感はますます高まっています。

このような状況下、従来型の振り込め詐欺に加えて、新型コロナウイルス感染症に便乗した還付金詐欺や、ウクライナ支援を装った義援金詐欺等、世相を反映した特殊詐欺等の事案が発生しております。また、スマートフォンや携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)を悪用しクレジットカード等の個人情報盗み取るフィッシング詐欺、いわゆる「スミッシング」も増加傾向にあり、手口も巧妙化しております。

こうした多数かつ多額の被害をもたらす特殊詐欺やフィッシング詐欺等から、自分だけではなく大切な家族や友人を守りたいというニーズは高まっており、当社は犯罪抑止に効果的な迷惑情報フィルタ事業に注力してまいりました。固定電話向けフィルタサービスにおいては、KDDI株式会社と共同で、国内初、専用機器不要で固定電話への迷惑電話を自動遮断する「迷惑電話自動ブロック」の提供を開始いたしました。当サービスは、KDDI株式会社のネットワーク上で迷惑電話の着信を自動遮断するため、専用機器が不要となるものです。具体的な事例としては、KDDI株式会社のグループ会社であるJCOM株式会社の「迷惑電話自動ブロックサービス」に活用されており、同社は当サービスを活かした各地元警察署との連携を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献しています。2022年10月には、株式会社NTTドコモが提供している「あんしんセキュリティ」のメニューに、当社のデータベースを活用した「迷惑メッセージ対策」サービスの提供が開始されました。これにより、国内の三大通信キャリア全てに当社の「迷惑電話対策機能」及び「迷惑メッセージ対策機能」が提供されることとなりました。

迷惑電話対策アプリ「トビラフォンモバイル」は、アプリとして初めて公益財団法人全国防犯協会連合会推奨の「優良迷惑電話防止機器」に認定され、詐欺の被害防止への有効性がより一層認められました。また、迷惑広告コンテンツをブロックするアプリ「280blocker」は、認知拡大に努めるとともに、今までサービス提供を行っていたiOS版だけではなく、新たにAndroid版をリリースするための検討を行いました。

従来から注力しているクラウド型ビジネスフォンサービス「トビラフォン Cloud」は、回線敷設や機器を設置することなく、内線・外線・転送・グループ着信・IVR（自動音声応答）等の機能が利用できる利便性の高いサービスです。本サービスはユーザーから高く評価されており、製品利用者の評価（レビュー）をもとに顧客満足度の高い製品を選定する「ITreview Grid Award 2022 Fall」のPBX部門、IVR（自動音声応答）部門、IP電話部門の3部門で、最高位の「Leader」を受賞し、3期連続での「Leader」受賞となりました。

法人向けに「トビラフォン」の機能を強化した「トビラフォンBiz」は東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）のセレクトアイテムに登録されたことにより、受注件数が前事業年度と比較し大幅に増加しました。これらの他、営業トークを可視化し、データドリブンセールスを実現するAI搭載型営業ツール「Talk Book（トークブック）」を提供しております。

このような各種施策により、月間利用者数（※）の増加を図り、2022年10月末現在では1,500万人を超える多くのユーザーにご利用いただいております。

2022年9月30日には、当社の技術力強化の一環として、SIP/VoIP技術をベースとした製品の開発等を行っている株式会社ageetの株式追加取得を行い、同社を当社の関連会社といたしました。

当社の事業及びビジネスモデルは外部からも高い評価を受けており、2021年12月には、経済産業省 中小企業庁が様々な分野で活躍する中小企業・小規模事業者を表彰する「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました。また、2022年6月には、電波利用及び情報通信の発展に貢献した団体として、「電波の日・情報通信月間」記念式典で「東海情報通信懇談会会長表彰」を受賞しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,681,715千円(前期比18.0%増)、営業利益は540,839千円(前期比6.7%減)、経常利益は532,225千円(前期比7.9%減)、当期純利益は322,027千円(前期比16.6%減)となりました。

※ 月間利用者数は、当社製品・サービスを利用しているユーザーのうち、電話番号リストの自動更新またはアプリの起動等により、当月に1回以上、当社サーバへアクセスが行われたユーザー数です。なお、1ユーザーが複数の携帯端末を所有しそれぞれで当社サービスの利用契約を行い、各端末等から当社サーバへのアクセスがなされた場合には、複数ユーザーとして重複カウントしております。

また、月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献するうえで重要なKPIの1つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及び「トビラフォン Cloud」を含むビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて、機能改善や新機能・新サービス開発のためのソフトウェア投資を行い、サービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。

その結果、当事業年度における迷惑情報フィルタ事業の売上高は1,621,094千円(前期比20.4%増)となり、セグメント利益は926,287千円(前期比3.2%増)となりました。

(その他)

ホームページの制作運営支援事業や受託開発事業等を「その他」に含めております。これらの事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度におけるその他の売上高は60,621千円(前期比22.5%減)となり、セグメント利益は40,295千円(前期比14.3%減)となりました。

(単位：千円)

セグメント	第15期 (2021年10月期)		第16期 (2022年10月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
迷惑情報フィルタ事業	1,346,431	94.5%	1,621,094	96.4%
その他	78,225	5.5%	60,621	3.6%
合計	1,424,656	100.0%	1,681,715	100.0%

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は130,801千円であり、主要なもの提供サービスの新機能開発等に係るソフトウェア79,537千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、資金の機動的かつ安定的な調達に向け新たに取引銀行1社と当座貸越契約（融資限度額1億円）を締結いたしました。なお、当事業年度末において、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は以下の点を対処すべき課題と認識しており、解決に向けて重点的に取り組んでまいります。

①プライム市場上場維持基準の適合に向けて

当社は2022年4月の東京証券取引所の市場区分の再編においてプライム市場を選択しましたが、「流通株式時価総額」が上場維持基準を充たしておりません。

当社は、一定の株主数や流通株式数等を確保しながらも「流通株式時価総額」が基準に到達していないという結果を踏まえ、企業価値向上に向けた各種施策を確実に進めていくことが重要であると考えております。中期経営計画（2022年10月期～2024年10月期）を設定するとともに、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書を開示しており、その中で、①中期経営計画の利益計画による企業価値向上、②IR・広報活動による投資家の認知度の向上、③資本政策による流通株式比率の向上、を基本方針と定めております。本基本方針に沿って、今後も企業価値向上及びプライム市場上場維持基準の適合に向けた各種施策に取り組んでまいります。

②新型コロナウイルス感染症対応

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタリングサービスを提供しており、2022年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して約1,500万人の月間利用者が存在します。

当社のビジネスモデルは、利用者からのストック収益を積上げるモデルのため、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した場合でも、当社収益にただちに影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う長期的な経済活動の停滞や、外出制限の長期化等により、通信キャリアでのオプション契約新規獲得数が伸び悩んだ場合、当社収益の停滞または漸進的な減少の影響が生じる可能性があります。加えて、当社従業員に感染が拡大した場合、新商品の開発遅延や営業活動の制限が生じる可能性があります。

当社は、新型コロナウイルス感染症が長期的に蔓延した場合でも、様々な収益獲得手段を通じて収益の向上を目指してまいります。

③携帯電話料金の引き下げ

2021年3月より大手通信キャリアは、現行の料金プランより割安なオンライン専用プランを開始し、その他通信事業者も相次いで値下げを実施いたしました。携帯電話料金の引き下げに伴って通信キャリアの収益が悪化した場合等、通信キャリアから当社への契約単価の下方改定等の要請を受ける可能性があります。当社が提供する迷惑電話フィルタサービスは、事実上競合や代替サービスが存在せず、他社への代替、他社との価格競争が生じる可能性は低いと考えていますが、当社は通信キャリアに売上高の74.8%以上（第16期事業年度）を依存していることから、契約単価の下方改定が行われた場合は将来の収益に影響を与える可能性があります。

当社は、アライアンスパートナー網の拡大、新規・周辺ビジネスの立上げ等を通じ、特定の取引先に売上を依存するリスクの低減化を図ってまいります。

④アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕

当社はこれまで、通信キャリアやIP電話に関する通信事業者、あるいは事務機器等商社の代理店との間で、当社の迷惑情報データベースを活用したサービスを提供するアライアンスパートナーの開拓に注力してまいりました。

当社が中長期的な成長を持続し、当社事業の更なる発展・拡大をしていくためには、通信キャリアや通信回線事業者等に対する提案活動を通じ、ホームゲートウェイサービスの提供に係るアライアンスパートナー網の拡大を図ること及び既存のアライアンスパートナーへの販売活動支援等による協力関係の深耕により、ビジネスフォン向けフィルタサービスの販売拡大を図ることが重要と考えております。2022年2月からはKDDI株式会社との協業によりケーブル電話利用者向けにネットワークの機能で迷惑電話をブロックするサービスを開始いたしました。また、法人向けに「トビラフォン」の機能を強化した「トビラフォンBiz」はNTT東日本、NTT西日本のセレクトアイテムに登録され、アライアンスパートナーを通じた受注件数が大幅に増加しております。

今後、アライアンスパートナー網の拡大及び協力関係の深耕に注力していくことで、より一層の事業拡大を図ってまいります。

⑤利用者数の増加及び新機能の提供による収益拡大

当社は、主に通信キャリアやIP電話に関する通信回線事業者のオプション契約を通じて、迷惑電話情報等のフィルタリングサービスを提供しており、今後、当社が更なる収益拡大を目指すうえで、当社サービスの利用者数の増加、及び新機能の提供による更なる利用料収入の拡大が重要と考えております。

総務省が2022年9月16日に発表した「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」によると、2022年6月末時点における携帯電話の契約数合計は、約2億334万契約であり、また、インターネット回線を利用したIP電話の利用番号数は約4,547万件とされております。当社の見立てでは、携帯電話の契約者数は、緩やかに伸長し、引き続き安定的に推移するものと見込んでおります。IP電話も、2025年頃にNTT東日本及びNTT西日本の固定電話用信号交換機が維持限界を迎えるとされており、IP電話への移行が一層進むものと想定されます。

これに対し、当社サービスの月間利用者数は、2022年10月末現在、モバイルと固定電話を合計して約1,500万人に留まっており、月間利用者数の拡大する余地は大きく残っております。月間利用者数の増加は、売上高の拡大及び利益率の向上に直接的に影響するため、当社では、警察組織との連携により当社サービスの社会的信頼性を向上させていくほか、システムやデータベースの精度向上による利便性の向上等を推進することで、月間利用者数の増加を図り、より一層の収益力の強化を図ってまいります。また、三大通信キャリアに提供している「迷惑メッセージ対策機能」を他のサービス分野にも展開できるように提案を進めることで、収益獲得手段を拡充し、一層の収益力の強化を図ってまいります。

⑥新規・周辺ビジネスの立上げ

当社の迷惑情報フィルタ事業は、通信キャリアのオプション契約に組み込まれるサービス運営を中心とするビジネスモデルに依存している状況にあります。そのため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが、今後の発展において重要であると考えております。2021年に買収した「280blocker」により、迷惑電話ブロック・迷惑SMSブロックに加えて、迷惑広告ブロックの領域をカバーすることができました。引き続き、迷惑情報フィルタ事業で培ったデータベースのノウハウを活用し、新たな事業領域への拡張のみならず、新しいビジネスモデルの展開も積極的に検討してまいります。

⑦企業買収 (M&A)

当社は、成長戦略の一環としてM&Aを推進しております。当事業年度においては、SIP/VoIP技術をベースとした製品の開発等を行っている株式会社ageetの株式追加取得を行い、同社を当社の関連会社といたしました。当社は、M&Aを検討する際には、当社事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果を最大化するプロセス (PMI) 等に留意しており、今後も、M&Aを推進し、より一層の事業拡大を図ってまいります。

⑧優秀な人材の確保と組織体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社の成長にとって最も重要な経営課題と認識しております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行うための評価・報酬制度を構築し、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑨当社及び当社サービスの認知度向上

当社は、今後の更なる事業展開、拡大のためには、当社及び当社サービスに対する知名度や信頼を一層向上させることが重要であると認識しております。各種新聞、雑誌において当社製品を掲載していくことや、デジタルマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。

⑩内部管理体制の強化

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の体制整備、運用の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

当期並びに過去3年間の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

区 分	第 13 期 (2019年10月期)	第 14 期 (2020年10月期)	第 15 期 (2021年10月期)	第 16 期 (当事業年度) (2022年10月期)
売 上 高(千円)	981,682	1,234,315	1,424,656	1,681,715
経 常 利 益(千円)	392,648	471,215	577,980	532,225
当 期 純 利 益(千円)	248,667	322,344	386,047	322,027
1 株当たり当期純利益 (円)	25.53	31.30	37.25	30.68
総 資 産(千円)	1,310,128	1,647,964	2,170,016	2,667,177
純 資 産(千円)	1,000,953	1,347,109	1,489,008	1,710,792
1 株当たり純資産額 (円)	97.91	129.71	143.30	162.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2019年1月16日付で株式1株につき100株の割合で、2019年10月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2019年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
迷惑情報フィルタ事業	迷惑情報フィルタサービスの開発、設計、製造、販売
その他の事業	ホームページ制作運営支援システムの提供及び受託開発事業

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	愛知県名古屋市
東 京 支 店	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
58名 (24名)	1名減 (4名増)	35.69歳	4.53年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	295,790千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年9月30日付にて株式会社ageetの株式追加取得を行い、当社が、同社の発行済株式総数の20.6%を取得いたしました。これにより同社は当社の関連会社となりました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,623,600株
- (3) 株主数 6,925名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
明田 篤	4,913,100株	46.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	512,200株	4.86%
松下 智樹	447,000株	4.24%
BNY M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	207,312株	1.96%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	182,700株	1.73%
後藤 敏仁	178,200株	1.69%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	138,893株	1.31%
五味 大輔	115,000株	1.09%
小田 昌平	97,100株	0.92%
坂倉 翼	80,400株	0.76%

※持株比率は、自己株式（98,150株）を控除して計算しています。

※持株比率は、小数点第3位を切り捨てています。

※当社は自己株式を98,150株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

取締役会決議に基づく取得による増加 一株

譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得による増加 9,000株

②自己株式の処分

譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てによる減少 一株

③決算期末における自己株式の保有株式数

普通株式 98,150株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明田 篤	
取締役	結城 卓也	最高財務責任者
取締役	松原 治雄	技術部長
取締役	片岡 和也	営業企画部長兼企画課長
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	法政大学 非常勤講師 カタリスト投資顧問株式会社 監査役 株式会社ADワークスグループ 社外取締役 (監査等委員) 公益財団法人国際人材開発機構 非常勤理事 (外部理事)
取締役 (監査等委員)	中浜 明光	中浜明光公認会計士事務所 所長 公認会計士 ミタチ産業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社安江工務店 社外取締役 (監査等委員) 株式会社コメダホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社コメダ 監査役
取締役 (監査等委員)	松井 知行	弁護士法人三浦法律事務所 法人パートナー弁護士 株式会社アールプランナー 社外監査役

- (注)
1. 田名綱尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査責任者を2名設置し、社内的重要書類の閲覧等を通じて情報収集を行うほか、監査等委員の社内重要会議への出席及び監査等委員会委員長による取締役からの定期的なヒアリング実施により、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 3. 中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は田名綱尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 結城卓也氏は、2022年1月20日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任し、同定時株主総会にて取締役に新たに選任され、就任しております。
 6. 松原治雄氏及び片岡和也氏は、2022年1月20日開催の第15期定時株主総会にて取締役に新たに選任され、就任しております。
 7. 後藤敏仁氏及び松下智樹氏は、2022年1月20日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役田名綱尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された管理職従業員です。被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、違法行為、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年3月17日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針を定めており、その概要は、業績推移、各取締役の役位・職責、他社の報酬水準等を総合考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬を決定することとしております。

③取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容について、社外取締役により構成される任意の委員会である指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会決議により決定しております。

なお、当事業年度においては、2022年1月20日開催の取締役会において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決議いたしました。

④取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役により構成される任意の委員会である指名・報酬委員会において、取締役会より諮問された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、業績推移、他社の報酬水準等から勘案して適切であることを確認しており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑥当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	44,055千円 （－千円）	44,055千円 （－千円）	－	－	6名 （－名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	14,400千円 （12,900千円）	14,400千円 （12,900千円）	－	－	4名 （3名）
合 計	58,455千円	58,455千円	－	－	10名

- (注) 1. 取締役の報酬等の支給人数及び支給額には、2022年1月20日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の人数、及びその在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 監査等委員である取締役の報酬等の支給人数及び支給額には、2022年1月20日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名の人数、及びその在任中の報酬等の額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回のすべてに出席し、主に企業経営者としての知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	中 浜 明 光	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回のすべてに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	松 井 知 行	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ございました。

③ 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

氏名	果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要
田名網 尚	他業種、他業界の役員として企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。
中 浜 明 光	公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。
松 井 知 行	弁護士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の企業理念・行動指針を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ② 当社の取締役及び使用人が法令及び定款、社内規程等を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- ③ 倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社の使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備しており、法令及び定款に違反する行為がある場合には、「就業規則」に基づき取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- ④ 代表取締役社長が指名した当社の内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各業務執行部門に対して定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告しております。
- ⑤ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき「文書管理規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要なリスクについては毎月開催する当社取締役会において、その他のリスクについては「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、3ヶ月に一度開催するリスク・コンプライアンス委員会においてそれぞれ把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- ② 当社は、「取締役会規程」「会議規程」「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査責任者においてこれを補助しております。

(6) 取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

内部監査責任者の補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査責任者は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立し監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、又、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

(9) 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると明らかに認められた場合を除き、必要な手続きを経た上で速やかに支給しております。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」等に定め、周知しております。
- ②監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を図っております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は20回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。
- ②監査等委員会を13回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款等の遵守について監査いたしました。
- ③当社取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止及び法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ④当社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて各部門の管理者から定期的に報告が行われております。
- ⑤当社は、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2022年12月9日開催の取締役会において、1株当たり10円60銭とすることを決定いたしました。

9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,836,374	流動負債	710,635
現金及び預金	1,435,764	買掛金	18,565
電子記録債権	3,348	1年内返済予定の長期借入金	50,040
受取手形	351	未払金	72,488
売掛金	211,910	未払費用	14,924
契約資産	36,020	未払法人税等	106,138
商品及び製品	89,204	未払消費税等	20,819
原材料及び貯蔵品	1,378	契約負債	419,774
前払費用	58,244	預り金	7,883
その他	333	固定負債	245,750
貸倒引当金	△182	長期借入金	245,750
固定資産	830,803	負債合計	956,385
有形固定資産	58,005	(純資産の部)	
建物	12,516	株主資本	1,710,792
構築物	2,272	資本金	331,917
車輜運搬具	0	資本剰余金	296,217
工具器具備品	43,216	資本準備金	296,217
無形固定資産	476,744	利益剰余金	1,226,351
特許権	2,930	その他利益剰余金	1,226,351
商標権	1,139	繰越利益剰余金	1,226,351
ソフトウェア	194,425	自己株式	△143,693
のれん	258,127	純資産合計	1,710,792
その他	20,121	負債・純資産合計	2,667,177
投資その他の資産	296,053		
投資有価証券	0		
関係会社株式	139,654		
長期前払費用	80,603		
繰延税金資産	55,324		
その他	20,470		
資産合計	2,667,177		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,681,715
売上原価	505,919
売上総利益	1,175,796
販売費及び一般管理費	634,956
営業利益	540,839
営業外収益	
受取利息	12
サ－ビス解約収入	31
助成金の収入	530
その他	88
合計	661
営業外費用	
支払利息	1,153
株式交付費	263
株式報酬費用消滅損	7,858
その他	0
合計	9,276
経常利益	532,225
特別利益	
固定資産受贈益	5,900
特別損失	
投資有価証券評価損	44,467
その他	2,022
税引前当期純利益	491,635
法人税、住民税及び事業税	186,021
法人税等調整額	△16,413
当期純利益	322,027

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
2021年11月1日残高	315,391	279,691	279,691	1,037,619	1,037,619	△143,693	1,489,008	1,489,008
会計方針の変更による 累積的影響額				745	745		745	745
会計方針の変更を反映 した2021年11月1日残高	315,391	279,691	279,691	1,038,364	1,038,364	△143,693	1,489,754	1,489,754
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	16,525	16,525	16,525				33,051	33,051
剰余金の配当				△134,040	△134,040		△134,040	△134,040
当期純利益				322,027	322,027		322,027	322,027
事業年度中の変動額合計	16,525	16,525	16,525	187,986	187,986	-	221,038	221,038
2022年10月31日残高	331,917	296,217	296,217	1,226,351	1,226,351	△143,693	1,710,792	1,710,792

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）及び構築物	3～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具備品	2～15年

無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 迷惑情報フィルタサービス等の役務提供

顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、サービス導入までに係る初期費用が発生するサービスにおいては、当該初期費用はサービス提供開始時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額を除いております。

(2) 迷惑情報フィルタ機能を搭載した商品の販売

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引であり、顧客との契約に基づく商品の引き渡しと、それに付随する迷惑情報フィルタサービス等の役務提供が含まれており、商品の引き渡しとサービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別し、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、過去の実績等を見積って算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分しております。商品の引き渡しに係る履行義務については、個人向けの商品については顧客への出荷と引き渡しの時点で重要な相違はなく、出荷時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していると考え、法人向けの商品については検収時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得すると考え、それぞれの時点において収益を認識しております。サービス提供に係る履行義務については、履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 請負契約による受注制作のソフトウェア開発

ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、要拠出額をもって費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 258,127千円

- (2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

過去に合同会社280blockerの全持分を取得し、同社を吸収合併した際に発生したものであります。

企業結合により取得したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、のれんの減損の兆候を把握いたします。減損の兆候がある場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

当事業年度においては、持分取得時の事業計画と実績に重要な乖離が生じたため、減損の兆候を識別しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定である将来の売上予測は、迷惑広告データベースを活用したサービスの商談状況や280blockerアプリの利用者数実績を踏まえて見積っており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、契約終了時に一時点で認識していた収益について、履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

また、従来、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行うこととしました。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は16,471千円増加し、売上原価は1,187千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17,658千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は745千円増加しております。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 123,390千円

なお、有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,479,900	143,700	—	10,623,600
自己株式				
普通株式	89,150	9,000	—	98,150

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加は、譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,040	12.90	2021年10月31日	2022年1月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	111,569	10.60	2022年10月31日	2023年1月12日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 93,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,977千円
譲渡制限付株式報酬	5,034千円
資産除去債務	2,139千円
減価償却超過額	21,287千円
投資有価証券評価損	18,993千円
その他	1,399千円
繰延税金資産合計	55,829千円

繰延税金負債

合併受入資産評価差額	507千円
繰延税金負債合計	507千円

繰延税金資産純額 55,324千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しており、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況の見直しを行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に投資資金の調達によるものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、74%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	295,790	293,832	△1,957
負債計	295,790	293,832	△1,957

(*1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
その他有価証券	0
関係会社株式	139,654

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,435,764	—	—	—
電子記録債権	3,348	—	—	—
受取手形	351	—	—	—
売掛金	211,910	—	—	—
合計	1,651,375	—	—	—

(注2) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	50,040	50,040	50,040	50,040	50,040	45,590
合計	50,040	50,040	50,040	50,040	50,040	45,590

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	293,832	－	293,832
負債計	－	293,832	－	293,832

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	後藤 敏仁	(被所有) 直接 1.69	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注)2	31,379	—	—

- (注)1. 後藤敏仁氏は、2022年1月20日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。
2. 2018年1月26日及び2018年10月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)3	合計
	迷惑情報 フィルタ事業	計		
ストック収益(注)1	1,412,762	1,412,762	54,698	1,467,460
フロー収益(注)2	208,331	208,331	5,923	214,255
顧客との契約から生じる収益	1,621,094	1,621,094	60,621	1,681,715
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,621,094	1,621,094	60,621	1,681,715

- (注)1. スtock収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であります。
2. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であります。
3. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	180,046	215,610
契約資産	2,834	36,020
契約負債	52,238	419,774

契約負債は、主に迷惑情報フィルタ事業におけるビジネスフォン向けフィルタサービスの利用料に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、37,747千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
1年以内	99,492
1年超2年以内	64,437
2年超3年以内	64,250
3年超4年以内	62,792
4年超5年以内	57,475
5年超	71,326
合計	419,774

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	162円54銭
1株当たり当期純利益	30円68銭

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

トビラシステムズ株式会社
取締役会 御中三優監査法人
名古屋事務所
指定社員 公認会計士 吉川雄城
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴木啓太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トビラシステムズ株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月19日

トビラシステムズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 田名網尚 ㊟

監査等委員 中浜明光 ㊟

監査等委員 松井知行 ㊟

(注) 監査等委員 田名網尚、中浜明光及び松井知行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

株主総会 ライブ配信

株主総会当日までに、当社のホームページにライブ配信先のURLを掲載しますので、ご利用ください。

 <https://tobila.com/>

事前の ご質問受付

当社ホームページの「お問い合わせ」に「第16期定時株主総会ご質問」を設けますので、質問を希望される方は、ご記入をお願いします。

 <https://tobila.com/contact/>

受付期間：2023年1月12日午前9時～1月24日午後6時

ご注意

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・株主名簿との照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご記載ください。ご記載が無い場合は、お電話やメールで確認のご連絡をさせていただく場合があります。

トビラシステムズ株式会社

